

長第02200002号
平成31年2月20日

各指定居宅サービス事業所管理者
各指定介護予防サービス事業所管理者
各指定介護老人福祉施設管理者
各介護老人保健施設管理者
各指定介護療養型医療施設管理者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各有料老人ホーム管理者
各サービス付き高齢者向け住宅代表者

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について

平素より高齢者福祉の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、都道府県警察においては、訪問診療等の業務の実情に鑑み、許可事務の簡素合理化を図り、申請者の負担軽減に努めているところです。

つきましては、上記について、別紙のとおり、警察庁交通局交通規制課長より厚生労働省老健局振興課、老人保健課を通じ周知依頼がありましたので、その内容について御了解いただきますようお願いいたします。

なお、駐車許可の申請及び問い合わせについては、駐車しようとする場所を管轄する警察署にお願いします。（別紙「和歌山県警察ホームページ写し（駐車許可）等」を参照ください。）

※ この駐車許可は、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない特別な事情を考慮し、警察署長の判断により許可を受けるものであるため、申請を行っても許可されないことがありますので、ご留意願います。

※ 主に関係する訪問系の事業所以外の事業所等についても広く周知を行ってまいります。

和歌山県介護サービス指導室
TEL 073-441-2527



検索

トップページ 安全な暮らし 交通情報 相談・申請・手続き 統計 和歌山の警察

トップページ > 相談・申請・手続き | 交通関係の届出・申請 > 通行禁止（歩行者用道路等）通行許可

注目情報

- 安全な暮らし
- 特殊詐欺
- 災害への備え

	警察本部長の紹介
	採用案内
	警察音楽隊
	警察本部施設の見学案内

事業者の方へ

■入札情報

リンク

	和歌山県公安委員会
	和歌山県
	警察庁

駐車許可

自動車は、駐車が禁止されている道路に駐車することができません。しかし、駐車しなければならない特別な事情がある場合は、駐車しようとする場所を管轄する警察署長の許可を受け駐車することができます。その許可申請手続は、次のとおりです。

申請場所と受付日時

駐車しようとする場所を管轄する警察署の執務時間中（原則土曜、日曜、休日は休務）に申請してください。

許可対象

1. 交通に危険を生じさせ、又は交通を著しく阻害する時間帯でなく、かつ、用務を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
2. 申請場所に駐車することにより、交通に危険を生じさせ、又は交通を著しく阻害するものでないこと。
3. 申請車両以外の交通手段を利用すること又は駐車可能な場所に駐車することでは用務を達成することが著しく困難と認められること。
4. 道路使用許可の対象となる行為を伴う用務でないこと。
5. 次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場、時間制限駐車区間及び駐車が禁止されていない道路の部分がなく、又はこれらに駐車することができないと認められること
 - ・長さ又は重量が相当程度の貨物の積卸しのために駐車する必要がある車両にあっては、申請場所からおおむね5メートル以内
 - ・その他の車両にあっては、申請場所から100メートル以内

申請に必要な書類等

1. 因駐車許可申請書（PDF）
2. 自動車検査証の写し
3. 申請場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が明瞭できるもので、当該申請に係る場所に印（しるし）を付したもの）
4. その他警察署長が必要と認める書類

許可期間等

原則として、その都度の許可とします。ただし、反復又は継続して駐車する必要がある場合は、6か月を限度とします。

「緊急やむを得ない場合」の申請手続

人の生命、身体に係る事案に緊急に対応する必要がある場合などは、夜間、休日を問わず、電話又は口頭による申請を受け付けます。

駐車しようとする場所を管轄する警察署に申請してください。申請書等の書類の提出は、必要ありません。

「緊急やむを得ない場合」とは、

- ・緊急の訪問介護・看護
- ・築造整備師、歯科医師等による緊急応療
- ・助産師の緊急出産への立会

などです。

手数料

不要です。

※各種許可等について、詳しくは、警察署交通課又は警察本部交通規制課にお問合せください。

< 戻る

和歌山県警察 Wakayama Prefectural Police
〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 【地図】
電話：073-423-0110

サイトポリシー | リンク・著作権について



検索

トップページ > 和歌山の警察 > あなたの街の警察署

注目情報

- 安全な暮らし
- 特殊詐欺
- 災害への備え

警察本部長の紹介

採用案内

警察音楽隊

警察本部施設の見学案内

事業者の方へ

入札情報

リンク



あなたの街の警察署

名称	郵便番号	住所	電話番号
橋本警察署	648-0073	橋本市市殿四丁目2番2号	0736-33-0110
かつらぎ警察署	649-7112	伊都郡かつらぎ町大字中飯降1150番地の1	0736-22-0110
岩出警察署	649-6223	岩出市高塚198番地の1	0736-63-0110
和歌山東警察署	640-8305	和歌山市栗栖686番地7	073-475-0110
和歌山西警察署	640-8137	和歌山市吹上一丁目6番30号	073-424-0110
和歌山北警察署	640-8425	和歌山市松江北二丁目1番41号	073-453-0110
海南警察署	642-0002	海南市日方1294番地24	073-482-0110
有田警察署	649-0316	有田市宮崎町265番地	0737-83-0110
湯浅警察署	643-0005	有田郡湯浅町大字栖原184番地2	0737-64-0110
御坊警察署	644-0011	御坊市湯川町財部237番地1	0738-23-0110
田辺警察署	648-0061	田辺市上の山1丁目2番15号	0739-23-0110
白浜警察署	649-2211	西牟婁郡白浜町2926番地の82	0739-43-0110
串本警察署	649-3503	東牟婁郡串本町串本2114番地	0735-62-0110
新宮警察署	647-0081	新宮市新宮2330番地の9	0735-21-0110

各警察署の交番・駐在所については、こちらからご覧ください。 [和歌山県内の交番・駐在所](#)

主な警察庁舎

名称	郵便番号	住所	電話番号
警察本部	640-8588	和歌山市小松原道一丁目1番地1	073-423-0110(代)
交通センター	640-8524	和歌山市西1番地	073-473-0110(代)
警察学校	640-8453	和歌山市木ノ本1445番地	073-455-2971

[和歌山の警察トップへ戻る](#)

和歌山県警察 Wakayama Prefectural Police
 〒640-8588 和歌山市小松原道一丁目1番地1 [地図]
 電話：073-423-0110

サイトポリシー | リンク・著作権について

Copyright © Wakayama Prefectural Police 1996 - 2019

事務連絡
平成31年2月14日

衛生主管部(局)
各都道府県介護保険主管部(局) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について(依頼)

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。



平成31年2月13日
警察庁丁規発第10号

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省老健局振興課長 殿
厚生労働省老健局老人保健課長

警察庁交通局交通規制課長

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、都道府県警察においては、訪問診療等の業務の実情に鑑み、許可事務の簡素合理化を図り、申請者の負担軽減に努めているところです。

ついては、本件について、更なる周知を行うため、別紙「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内」により、貴課関係の医療・介護関係機関団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

なお、標記については、警察庁交通局交通規制課より、各都道府県警察に対し、改めて周知していることを申し添えます。

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションや訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、こうした業務の実情に鑑み、1つの駐車許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。

詳しくは、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問合せください。

警察庁交通局 交通規制課